

福井市木育森育推進事業（R7）



● 事業の目的及び概要

「福井市木育・森育基本方針」に基づき、木を身近に使い、森に親しみ、木や森からの学びを通じて、本市の森林に誇りと愛着を持ち、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことと、本市の豊富な森林資源を活かし、親子が共に触れ合う「こどもの居場所」において、県産材を積極的に利活用するモデル性の高い施設整備に対し支援することにより、地域の木を使うことが森林整備に繋がることへの理解を深めるとともに、木の香る暮らしの豊かさを認識することで、将来における県産材利用の意識の醸成と地産地消による森林資源の循環利用を図ることを目的とする。

● 事業主体

「こどもの居場所」を所有または運営する者

保育園、幼稚園、こども園、小学校、中学校、高等学校

社会福祉法人、公益法人、学校法人、NPO 法人

営利を目的としない木育森育活動に取り組む民間事業者

自治会、町内会等の地域組織等

個人でないこと、また、国又は都道府県でないこと、暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係団体でないこと、政治的な活動を目的とする団体でないこと

● 対象とする要件等

事業種目	【木造・木質化】	【木の調度品・おもちゃの設置】
事業内容	こどもの居場所の木造または木質化を行うもの	こどもの居場所に木の調度品やおもちゃの設置を行うもの
補助対象施設	こどもの居場所（不特定多数の者が利用可能な施設で、保育園及び幼稚園その他主としてこどもが利用する用途に供する施設並びにこどもに遊び場を提供する施設）	
補助要件	事業により整備される床面積が700㎡未満の施設であること。ただし、木材使用量のうち県産材使用率が50%以上とする。	主として県産材を利用し、かつ県内で製造及び販売される調度品・おもちゃを設置すること。
共通事項	(1) 補助対象施設は、福井市内の施設であること。 (2) 補助事業に整備した場所や、取得した製品には「森林環境譲与税」を活用していることを表示すること。 (3) 事業主体は、今後の県産材の利用拡大施策に資するため、施設利用者へのアンケート調査に協力すること。 (4) 事業内容について市ホームページ等で公表できること。 (5) 不特定多数の者の出入りがなく、専ら事業実施主体の職員等のために使用する施設又は場所でないこと。ただし、保育園、幼稚園及び小学校等については、この限りでない。 (6) 宗教的活動を目的とする施設又は場所でないこと。	

事業種目	【木育森育活動支援】
事業内容	こどもを対象とした木育森育活動を行うもの
補助対象活動	木工体験、森林環境学習、林業作業体験などの「森の学習会」や「森のようちえん」、「プレーパーク」の実施、「教育旅行」の受け入れなどの活動
補助対象経費	木育森育活動に係る経費 (1) 報償費とは、外部講師や木育インストラクター、活動実施に必要な作業従事者に対する謝金（1日あたり2万円を上限とする。） (2) 旅費とは、活動実施に係る交通費 (3) 需用費とは、県産材などの材料費、製作キット代、資材・工具購入費など（単価1万円以上の工具等備品は対象外とする。） (4) 役務費とは、通信費（参加者への案内通知切手、ハガキ等）、運搬費等の経費 (5) 保険料とは、活動を行うための障害保険料 (6) 委託料とは、木製品制作、資材加工、資料作成、宣伝等における委託経費 (7) 使用料及び賃借料とは、会議室、バス、事業用機械器具等の借料及び機械等借りに要する経費
補助要件	福井市内の団体で、かつ福井市内で開催する活動に限る。

● 財政支援措置

事業種目	【木造・木質化】	【木の調度品・おもちゃの設置】	【木育森育活動支援】
補助率	2分の1以内	4分の3以内	定額
補助限度額	2,000千円	375千円	100千円 事業費が100千円に満たない場合はその額とする。

事業期間：令和7年度～令和10年度

● 留意事項

次に掲げる事業は、対象事業としない。

- ・国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- ・国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- ・宗教的活動に関する事業
- ・政治的活動に関する事業 等